

## 令和5年度山田町体育施設利用方法について

町内体育施設の利用方法は次のとおりとなります。ルールを守ってご利用くださいますようお願い致します。

### 1. 体育施設の開放状況について

令和5年度に開放する施設は次のとおりです。

なお、8月12日～17日、12月29日～1月3日まで全ての施設が休館となります。

#### 【社会体育施設】

《休館なし》

- ・町民総合運動公園ラグビー・サッカー場
- ・山田町立武徳殿

《月曜休館》

- ・海洋センター体育館・武道場・ミーティングルーム
- ・勤労者体育センター

《冬季休館 11月中旬頃～4月中旬頃（転圧作業終了まで）》

- ・町民総合運動公園野球場

《冬季休館 12月～2月》

- ・町民総合運動公園テニス場（コート4面）

#### 【学校開放施設】

- ・豊間根小学校 体育館・グラウンド
- ・山田小学校 体育館・グラウンド
- ・船越小学校 体育館・グラウンド
- ・山田中学校 体育館・武道場・山田体育館

#### 【閉校学校開放施設】

- ・荒川小学校 体育館・グラウンド
- ・大沢小学校 体育館・グラウンド
- ・山田北小学校 体育館・グラウンド
- ・織笠小学校 体育館・グラウンド
- ・轟木小学校 体育館・グラウンド
- ・大浦小学校 体育館・グラウンド
- ・豊間根中学校 体育館・武道場・グラウンド

#### 《注 意》

##### ① 町民グラウンド

新山田小学校校舎建設のため、開放不可となります。

##### ② 山田体育館

令和4年度より山田中学校の学校施設となっています。これに伴い、教育活動時間外の開放に変更となっています。また、併せて鍵の保管場所は役場守衛室に変更となっています。

## 2. 施設の開放について

### ① 施設の開放時間

各体育施設の開放時間は次のとおりです。

学校施設の開放は、学校行事や部活動等の子ども達の活動が優先となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

社会体育施設 平日・休日 9時～21時

学校開放施設 平日 18時～21時 休日 9時～21時

山田中学校・山田体育館 平日 18時30分～21時 休日 17時～21時

### ② 閉校小中学校施設

閉校小中学校の体育館・グラウンド等の使用を希望される方は、「旧学校施設使用許可申請書」に必要事項を記入し、提出ください。

通常の申請書と異なりますので、お間違えの無いようご注意願います。なお、今後の施設の利用状況等により開放を中止する場合がありますので、ご了承ください。

### ③ 体育施設の鍵の管理

体育施設の鍵の管理については次のとおりです。

鍵保管者や役場守衛室から鍵を借りる場合は、申請時間内に返却するようお願い致します。

《管理人による開放》

- ・ 町民総合運動公園野球場
- ・ 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場
- ・ 町民総合運動公園テニス場
- ・ 山田町立武徳殿
- ・ 海洋センター体育館・武道場・ミーティングルーム
- ・ 勤労者体育センター

《学校周辺の方による鍵保管者から借りる方法》

- ・ 豊間根小学校 体育館
- ・ 船越小学校 体育館
- ・ 豊間根中学校 体育館

《役場守衛室（役場本庁舎入り口向かって左側）から鍵を借りる方法》

→ 上記以外の小中学校（閉校学校を含む）

- ・ 山田小学校 体育館
- ・ 山田中学校 体育館・武道場・山田体育館
- ・ 荒川小学校 体育館
- ・ 大沢小学校 体育館
- ・ 山田北小学校 体育館
- ・ 織笠小学校 体育館
- ・ 轟木小学校 体育館
- ・ 大浦小学校 体育館
- ・ 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場（12月～2月まで管理人不在のため、役場守衛室にて鍵の貸出を行っています）

### 3. 施設の予約申請について

年4回3か月分ごとに予約申請の受付を行います。受付時期は、3月・6月・9月・12月となります。予約は3日前までに申請書を提出してください。

電話で空き状況の確認と仮予約をすることができます。社会体育係までお問い合わせください。

昨年利用した団体には受付開始の案内を郵送しますので、期限までに社会体育係へ申請書を提出して下さい。申請の仕方は以下の方法となります。

- ① 直接、社会体育係窓口へ提出
- ② FAX：82-0030
- ③ 郵送：山田町八幡町3-20 生涯学習課社会体育係宛

施設の使用をキャンセルする場合は必ず社会体育係までご連絡ください。なお、休日に急にキャンセルする場合は、直接管理人にも連絡願います。

### 4. 施設を使用する際の注意事項

- ① 体育館等は、土足不可です。
- ② 体育施設敷地内は禁煙ですので、厳守願います。
- ③ 使用日誌は必ず記入してください。ナイター（照明）を使用した場合、施設使用料を請求する資料として使用しますので、使用時間を正確に記入してください。
- ④ 体育施設を使用した際に発生したゴミは、各自でお持ち帰りください。
- ⑤ 使用後は、体育館フロアだけでなく、トイレ等の清掃も合わせてお願いします。トイレットペーパーが不足している場合は直接社会体育係までご連絡ください。
- ⑥ 施設使用後は、戸締り、消灯を確認お願いします。
- ⑦ 施設内のガラスや備品等を破損した場合は、日誌への記入と必ず社会体育係まで報告してください。

### 5. その他

- ① 学校開放施設の利用について
  - ・ボールや空気入れは学校の物は使用せず、各自で準備してください。
  - ・山田中学校のトイレは普段生徒が使用しないので、使用団体は体育館使用后、必ずチェックし汚れていた場合は掃除をお願いします。
  - ・学校の校庭は、トラックを使用せずトンボでならしてください。
- ② 臨時の使用不可対応について  
台風、地震等の自然災害時や感染症の流行等の非常事態が発生した場合は、使用を禁止します。その場合、社会体育係から代表者にご連絡いたしますので、団体内の連絡は代表者の方が責任をもって行ってください。

マナーを守って使用して下さるようお願いいたします。  
注意しても改善の見られない団体は、ご使用をご遠慮いただく場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

山田町教育委員会事務局  
生涯学習課 社会体育係  
TEL 82-3111(内線 682・622)  
FAX 82-0030